

障害者福祉に与えた影響とは？

全面施行から

1年

「障害者自立支援法」を考える

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、障害者自立支援法が全面施行されてもうすぐ1年になります。自立支援法が障害者福祉に与えた影響を検証すると共に、これからの障害者福祉を考えます。

利用料1割負担に不安や戸惑いの声

ノーマライゼーションの考え方に基づいて平成15年度から導入された支援費制度により、障害保健福祉施策は飛躍的に充実しました。しかし障害種別ごとの縦割りのサービスや地方自治体間のサービス格差、財源の確保が困難であることなどから見直しが迫られ、平成18年4月に「障害者自立支援法」(以下 自立支援法)が一部施行、10月には全面施行されました。

自立支援法は、(1)三障害のサービスの二元化(2)利用者本位の

自立と共生の社会を実現するために

サービス体系の再編(3)就労支援の抜本的強化(4)支給決定の仕組みの透明化・明確化(5)安定的財源の確保などを目的としています。しかし、サービス利用料の原則1割負担や、施設等への報酬が利用日数に応じて日払いになったことなどから、利用者や施設側双方に不安と戸惑いの声が強くあがり、全面施行からわずか2カ月後の12月には、国から新たな改善策が示されました。全国の自治体の中には、利用者の切実な声を受けて、独自の負担軽減策を始めたところもありました。



フルーツキャップなどの下請け作業をするみなさん(熊本授産場)



訪問!!

障害者自立支援法の施行を受けて①
障害者自立支援法の施行を受けて①

多様な就労形態が 選択できる仕組みづくりを

障害者自立支援法の施行を受けての反応や具体的な取り組みなどについて、熊本授産場の施設長とサービスマネジメント責任者、さらに利用者みなさんにお話を伺いました。

熊本授産場（熊本市本荘）

施設側の声

一つの施設で異なる制度が適用

熊本授産場は身体障害者、知的障害者、精神障害者、生活保護世帯などの方の就労、訓練などの支援を目的とした授産施設です。主に、紳士服のオーダーメイドや園児服などの縫製、各種図面の作成・修正などのほか、フルーツキャップなどの下請け作業などを通して、就労、訓練などの支援を行っています。社会事業授産施設のため、障害のある利用者の方は、昨年10月に、措置から、猶予期間を経ずに利用契約へと移行しました。障害のある方は障害者自立支援法の枠組み、

生活保護の方は従来通りという、一つの施設で異なる制度が適用されることとなり、施設・利用者ともに混乱することになりました。

最も不満が多かったのは、原則1割のサービスマネジメント負担です。当事者のみなさんからは、「働きの来てい

るのに、どうして利用料が必要なのか？」という声が多く寄せられました。制度が導入される前後で、4名の方が退所されたのも、直接・間接的に利用者負担

の影響が考えられます。

これまで施設に配分されていた運営費も月単位の月払いから、利用日数に応じた日払い形式になりました。利用料の負担感が招く意欲の低下は、作業の生産性を下げ、納期や次の受注にも影響を与えます。同時に、各



「安定したサービス提供のためには安定した収入が必要」と話す丸山施設長

種報告・請求書類などの事務処理量が膨大に増え、本来なら現場の支援や営業活動、利用者の精神的フォローなどに充てたい時間が奪われてしまうという問題も起きています。

国の施策には、「一般企業に就職する」社会的自立という考え方が基本にあるようですが、授産場のような環境で、自分のペースで働けるからこそやっていける障害者の方は少なくありません。今後もサービスマネジメントの向上やきめ細やかな支援の仕方などを見直しながら、多様な就労形態が選択できるような仕組みに向けて、現場から声を上げていきたいと思っています。



熊本市本荘2丁目3-8
TEL:096-366-6251